

サービス提供責任者の人員配置基準の見直し

○ これまでの介護給付費分科会において、サービス提供責任者について、

- ① 報酬上何らかの評価を行うべき
 - ② 人員配置基準について
 - ・ 従来通り常勤を基本とすべき(非常勤化に対する懸念)
 - ・ 質が担保できれば優秀な非常勤職員を活用する道を開くべき
 - ・ 人数ではなく配置時間で定めることもありうる
- 等の意見をいただいているところ。

介護給付費分科会における主な意見(サービス提供責任者関係) 抄

【報酬上の評価】

- ・サービス提供責任者の業務について何らかの報酬上の評価を行うべき。
- ・サービス提供責任者の役割の重要性に見合う処遇を可能にする報酬の水準を考えるべき。

【人員配置基準の見直し】

- ・常勤ではない人がサービス提供責任者になることにより、利用者の安心の保障が確保できるか懸念する。質の確保というのは、どのような形で確保するのか。
- ・サービス提供責任者の基本原則は常勤。その原理原則は崩すべきではない。複数のサービス提供責任者がいる場合、それを統括するような主任サービス提供責任者といったものを検討し、そこに報酬上の評価をしてはどうか。
- ・サービス提供責任者の重要性を考えると、非常勤が良いのかという疑問が残る。
- ・サービス提供責任者を非常勤にするということは、非常に冒険である。
- ・パートでも安易にサービス提供責任者になれるという論理は誤りである。
- ・サービス提供責任者について、非常勤の方向というはあるべき姿ではない。
- ・利用者の立場に立った見直しをして欲しい。
- ・常勤職員がいないため、サービス提供責任者が配置できず、利用者のニーズに応じたサービス提供が困難となっているなどの実態はあるのか。
- ・非常勤でも可能とすることは良いが、安易な緩和は納得できない。常勤の比率を最低50%とするのではなく、少なくとも2/3、3/4、4/5とする必要がある。
- ・優秀な人材であれば非常勤職員であってもサービス提供責任者の責務を十分に担えるし、非常勤職員のキャリアの選択肢も広がる。
- ・質が担保されれば、常勤・非常勤は大きな問題ではなく、非常勤でもよいのではないか。人数ではなく配置時間で定めることもあるのではないか。
- ・仕事と家庭の両立を支援する観点から、非常勤でもサービス提供責任者となれる道を開くべき。

【その他】

- ・サービス提供責任者の業務が多忙であることと常勤要件の見直しはどう関係するのか。
- ・サービス提供責任者の職業能力開発機会の充実や業務の具体化・標準化の推進が必要ではないか。

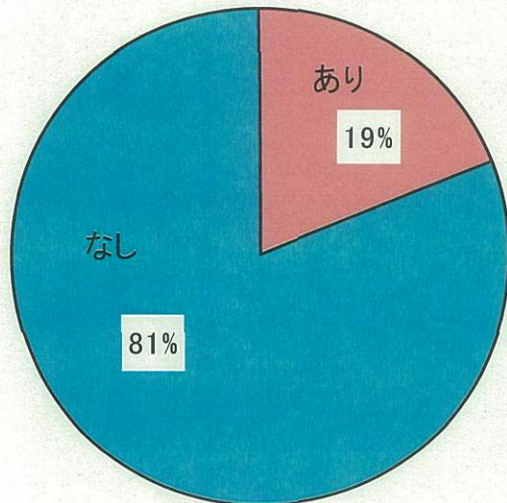
【訪問介護事業所へのアンケート調査】

- 訪問介護事業所へのアンケート調査によると、常勤職員の確保が困難なため必要なサービス提供責任者の配置ができず、サービス量を抑制したことがあると回答した事業所は約2割(19%)。
- 人員確保のため、サービス提供責任者としての適合性にかかわらず資格要件を満たす者をサービス提供責任者としたことがあると回答した事業所は約4割(43%)。
- 非常勤職員の中で、資格要件を有し、かつ能力的にもサービス提供責任者として適当である訪問介護員がいると回答した事業所は約7割(72%)。

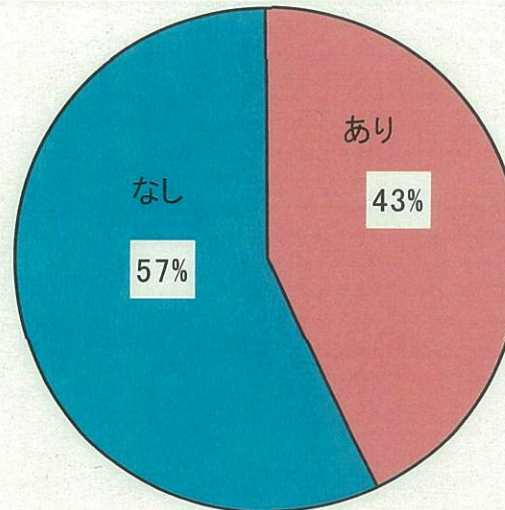
サービス提供責任者に関するアンケート調査

- ・ 平成20年12月上旬実施
- ・ 回答事業所 152事業所
- ・ 1事業所当たりの平均サービス提供責任者数 3.32人

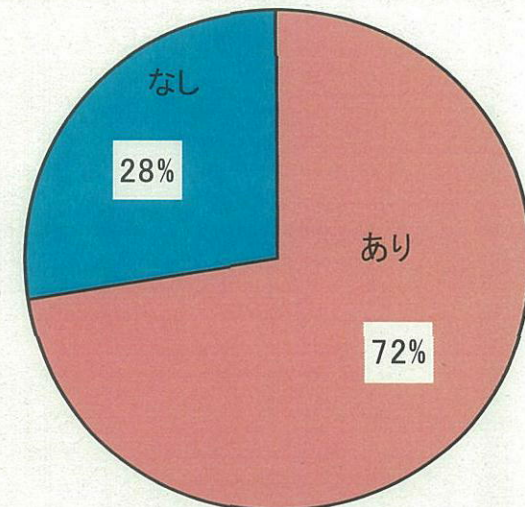
○ 常勤職員を確保することが出来ない状況にあり、サービス提供責任者の配置基準を遵守するため、やむを得ずサービス量を抑制せざるを得ない状況になったことがあるかどうか。



○ サービス量に見合うサービス提供責任者の配置人数を確保するために、サービス提供責任者としての適合性にかかわらず常勤かつサービス提供責任者の資格要件を有していることで、サービス提供責任者に任命したことがあるかどうか。



○ 非常勤職員の中で、サービス提供責任者の資格要件を有し、かつ能力的にもサービス提供責任者として適当であると考えられる職員はいると考えているか。

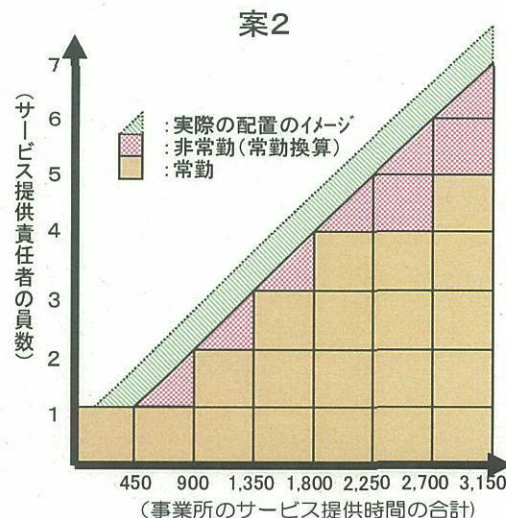
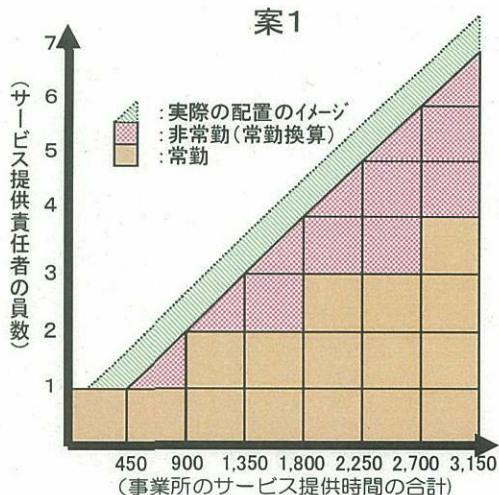
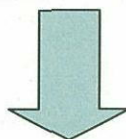
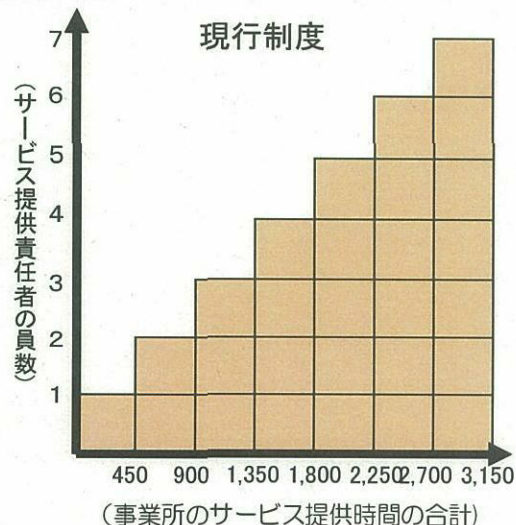


○ サービス提供責任者の人員配置基準の見直し(案)

【案1、案2の共通の考え方】

- ・ 現行のサービス提供時間(450時間)又は訪問介護員等の員数(10人)に応じた最低基準の考え方は維持
- ・ 常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とする方向で見直す。
- ・ 併せて職業能力開発機会の充実や業務の具体化・標準化を推進する。
- ・ 施行後の状況を検証し、必要な対応を行う。

注) 訪問介護員等の員数に基づく基準についても同様の考え方で見直すこととする。



案1の考え方

- 最低基準上、サービス提供責任者を複数配置する事業所において、常勤換算数が常勤数を超えないものとする

案2の考え方

- 最低基準上、サービス提供責任者を複数配置する事業所において、原則として1人分のみの常勤換算を可能とする
- 併せて、5人を超えるサービス提供責任者の配置が必要な事業所についても、その3分の2以上を常勤者とするものとする。